

季節性インフルエンザ患者数の 推計方法等の変更について

健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

季節性インフルエンザ患者数の推計方法の見直しについて

1. 季節性インフルエンザの動向把握について

季節性インフルエンザの動向把握のために、全国約5,000か所の医療機関を定点医療機関として指定し、全患者数の推計を行っている。

2. 患者数の推計方法の見直しについて

<現行: 医療施設数による推計>

- 現行の推計方法は、定点医療機関1施設当たりの報告件数に日本全国の医療機関の施設数を乗ずることで、推計していた。
- 単純に医療施設数で割り戻す現行法では、医療機関の規模が反映できず、インフルエンザ患者数推計が過大となる傾向が明らかになっていた。

$$\frac{\text{定点医療機関からのインフルエンザ報告数}}{\text{定点医療機関の施設数}} \times \text{全医療機関の施設数}$$

<見直し: 外来患者延数による推計>

- 本年5月に研究班(※)において以下について取りまとめられた。
 - ・ 定点医療機関においてインフルエンザ患者を診る機会は、他の医療機関と比べ大きな差はないと考えられることから、外来患者延数を用いた推計値の方が、現行推計方法よりも実態を反映していると言える。
 - ・ これまでの患者数の推計値を見直し後の推計値に変換するためには、これまでの患者数に0.66を乗する

○平成29年6月の厚生科学審議会感染症部会において、外来患者延数による推計方法に見直す旨了承された。

$$\frac{\text{定点医療機関からのインフルエンザ報告数}}{\text{定点医療機関の外来患者延数}} \times \text{全医療機関の外来患者延数}$$

(※)厚生労働省行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
「新興・再興感染症の発性に備えた感染症サーベイランス強化とリスクアセスメント」(研究代表者: 松井珠乃)平成29年5月

新型インフルエンザ対策としての抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量見直しについて

1. 新型インフルエンザ対策としての抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について

新型インフルエンザ対策としての抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて「全り患者(被害想定において全人口の25%がり患すると想定)の治療、予防投与や季節性インフルエンザが同時に流行した場合に使用する量として、4,770万人分」とされている。

2. 季節性インフルエンザの同時流行への対応について

○季節性インフルエンザの同時流行への対応として、1,270万人分^(※)の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄している。

(※)抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を決定した平成21年当時の過去3シーズンの季節性インフルエンザのり患者数の推計値の平均

○季節性インフルエンザり患者数の推計方法の見直しに伴い、季節性インフルエンザの同時流行への対応としての抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を見直すこととする。

現行推計方法に基づく過去3シーズンの
季節性インフルエンザのり患者数の平均
1,511万人

×

新推計方法に基づく
数値への変換変数
0.66

=

997万人 ≒ 約1,000万人

新型インフルエンザ対策における 今後の抗インフルエンザウイルス薬備蓄の考え方

現行

新

①全り患者の治療(3,200万人分)

- ✓ 人口25%が新型インフルエンザウイルスに罹患し、その全員が受診

②予防投与 (300万人分)

- ✓ 発生早期には、感染拡大防止のため、同じ職場の者などに投与する可能性
- ✓ 十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚接触した医療従事者等に投与する可能性

③季節性インフルエンザの同時流行 (1,270万人)

季節性インフルエンザウイルスが同時流行し、全患者に投与した場合

※過去の3年の推計患者数の平均

①全り患者の治療(3,200万人分) (変更なし)

- ✓ 人口25%が新型インフルエンザウイルスに罹患し、その全員が受診

②予防投与 (300万人分) (変更なし)

- ✓ 発生早期には、感染拡大防止のため、同じ職場の者などに投与する可能性
- ✓ 十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚接触した医療従事者等に投与する可能性

③季節性インフルエンザの同時流行 (1,000万人)

季節性インフルエンザウイルスが同時流行し、全患者に投与した場合

※過去3シーズンの推計患者数の平均

新型インフルエンザ対策における今後の抗インフルエンザウイルス薬備蓄の考え方
(政府行動計画及び抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン)

